

東駿河湾広域都市計画特別用途地区の変更（沼津市決定）

東駿河湾広域都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 316.8 ha	大規模集客施設制限地区内（準工業地域内）においては、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものは建築してはならない。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」